

三〇 選挙会の場所及び日時
三一 立会演説会に参加の申出のあつた候補者についてその者の加わるべき立会演説会の日時等 二八 三、七八〇

選挙長告示

番号 件名 発行日 号数
一 鳥取県知事の選挙の候補者としての届出 二七 号外 六二

教委告示

番号 件名 発行日 号数
二八 定例教育委員会の招集 一一 三、七七五
二九 臨時教育委員会の招集 二五 三、七七九

公安告示

番号 件名 発行日 号数
四二 道路交通法による聴聞の実施 一四 三、七七六
四三 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第三号の一部改正 二五 三、七七九
四四 道路交通法による聴聞の実施 二八 三、七八〇

人委規則

番号 件名 発行日 号数
三六 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部

三七 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 二五 号外 五九

公告

件名 発行日 号数
消防設備士試験の合格者 四 三、七七三
理容師試験及び美容師試験の実施 一一 三、七七五
危険物取扱主任者試験の実施 一八 三、七七七
保母試験の合格者 二一 三、七七八
毒物劇物取扱者試験に合格した者 二八 三、七八〇

報 雑

鳥取県食糧事務所管内出張所の位置の変更 一八 三、七七七

正 誤

昭和四十一年九月鳥取県選挙管理委員会規則第一号中訂正 二一 三、七七八
昭和四十一年十月鳥取県告示第五百一十一号中訂正
昭和四十一年十月鳥取県告示第五百一十七号中訂正

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行 (当日は、休日にあつたときは、その翌日)

告示

字の区域を変更する旨の届出
肥料の分析検査の結果の概要
肥料の登録の有効期間の更新
豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域
土地改良区の定款の変更の認可
解除予定の保安林にする旨の通知
七地の立入りの許可
土地区域整理法による換地処分
選挙管理委員会の招集
鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくための招集
消防設備士試験の合格者

告示

鳥取県告示第五百一十二号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年十月四日 鳥取県知事 石 破 二 朗

Table with columns for area names (e.g., 新田字砂田, 新田字上砂田) and their corresponding area numbers and descriptions.

備考 表示した字名及び地番は、昭和四十一年七月四日現在のものである。

鳥取県告示第五百一十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき昭和四十一年一月から同年六月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証書添付者	検査点数	うち不台格点数
硫酸アンモニア	八幡化学工業株式会社	三	〇
硝酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇
硝成りん肥	関東電工株式会社	三	〇
蒸製骨粉	東洋硝花株式会社	三	〇
わたみ油かす粉末	摂津製油株式会社	三	〇
大豆油かす粉末	不二製油株式会社	三	〇
なたね油かす粉末	日本興油工業株式会社	三	〇
米ぬか油かす粉末	森野食品工業株式会社	三	〇
第一種複合肥料	光興業株式会社	三	〇
	神島化学工業株式会社	三	〇
	東洋物産株式会社	三	〇
	住友化学工業株式会社	六	〇
	鳥取県経済農業協同組合連合会	三	〇
	倉吉市農業協同組合	三	〇
計		四五	〇

鳥取県告示第五百十四号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
昭和四十一年十月四日

昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町大字板井原字峠根山七二八の一、二、七二八の一六、七三の七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 観除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十八号
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 起業者の名称 中田電力株式会社
- 事業の種類 電気事業
- 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市宮長、的場、大覚寺、古成、東古成、大杖、岩倉、卯垣、雲山、吉方、立川
- 立ち入ろうとする期間

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第二六四号	丸協なたね複合肥料	アンモニア性窒素 七.〇 リン酸 七.二 硫酸性リン酸 三.〇 水溶性加里 九.〇	東伯郡東伯町一五七 東伯町農業協同組合 組合長理事 小谷 輝雄

鳥取県告示第五百十五号
豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山県を指定する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十六号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和四十一年九月二十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十七号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年十月四日 から
昭和四十二年七月三十一日まで

鳥取県告示第五百十九号
倉吉市上井田地土地区画整理事業施行地区内の宅地について昭和四十一年九月十二日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三百三條第四項後段の規定により告示する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号
昭和四十一年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十一年十月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 日時 昭和四十一年十月六日 午前十一時
- 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁内
- 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室

1 鳥取県知事選挙に関する啓発計画について
2 鳥取県知事選挙における立会演説会の開催計画に関する意見聴取について

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百五十五條第三項の規定に基づき

昭和四十一年十月二十日に執行される予定の鳥取県知事選挙に於ける各選挙区別の選挙人名簿に關して意見を乞ふため、次のとおり鳥取県選挙区に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他の関係人の意見を求める。

- 一 日誌 昭和四十一年十月六日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁区政課選挙管理係員会談室

公 告

昭和41年8月30日(筆記試験)並びに昭和41年9月13日及び14日(実技試験)に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。
昭和41年10月4日

鳥取県知事 石 敏 二 朗	甲種第1類	佐藤 道	村上剛一郎	大呂 隆通	長嶋 正一
	甲種第2類	鈴木 義大	浜橋 弘彦		
	甲種第3類	佐々野正義			
	甲種第4類	今村 一二	山本健三郎	田中 勇	佐野 裕英
		田中 道	岡田 浩二	利津 精	米井 保
					段田 賢一
					英夫

山下 昇	井口 博一	平田 直己	武田孝幸治	山根 敏
長嶋 正一	森橋 忠一	段田 賢一	山下 昇	中尾 助
花島孝一郎	山根 康夫	谷口 栄	花島孝一郎	坂出 保之
小沢 敏				
乙種第1類	黒安 隆明			
乙種第4類	黒安 隆明			
乙種第5類	高橋 忠一	福田 考輔	高橋 仙治	
乙種第6類	長嶋 正一	鈴木 義大	浜橋 弘彦	段田 賢一
	中尾 助	伊田 六男	花島孝一郎	山根 康夫
	小川 五郎	吉村 久男	花島孝一郎	坂出 保之
	高橋 忠一	真橋 仙治	野口 博男	山田 元治
	池本 渡尚	小谷 久男	永田 謙	山田 元治
	北城 公美	山本 崇史	岡本 丈夫	山田 元治
乙種第7類	平石 晴敏	米井 保	武田孝幸治	山根 康夫
	松原 太郎	田口 功史	河本 光輝	山根 康夫
	高橋 仙治	谷本 完一	小澤 敏	山根 康夫

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
休日は、日曜日及び当分の日

目 次

- 魚市場の登録
- 魚市場の廃業の届出
- 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- 森林法第百八十九条の規定による告示
- 家畜証明書の交付
- 建築基準法施行規則による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第五百二十号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第四條第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四條の規定により告示する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

- 一 申請者の住所及び氏名
米子市東町一丁目一四番地

- 株式会社 米子魚市場
代表取締役 柴田 正男
- 一 魚市場の名称
米子魚市場
- 二 魚市場の所在地
米子市東町一丁目一四番地
- 三 魚市場の登録番号
第十三号
- 四 魚市場の登録の期間
昭和四十一年九月一日から
昭和四十六年八月三十一日まで

鳥取県告示第五百二十一号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第十八條の規定に基づき、次のとおり魚市場の廃業の届出があつたので、同条例第十四條の規定により告示する。

昭和四十一年十月七日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

- 一 廃業した者の住所及び氏名
米子市中町二〇番地
米子市長 河合 弘道
- 二 魚市場の名称
米子市管魚市場
- 三 魚市場の所在地